

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

郡上市長

市町村名 (市町村コード)	郡上市 (212199)
地域名 (地域内農業集落名)	八幡・相生地域 (門原、中山、鈴原、腰細、寺本、雛成、田口、向、荒倉、中野、東 安久田、西安久田、穀見、千虎、東乙原、名津佐、西乙原、久造、 森、黒佐、万場、足瀬、新宮、北、阿瀬尾、小谷通、高畑、宇留良)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 22 日 (第 1 回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地区毎の農地面積が小さく、一部に任意の集落営農があるものの、水稻自作農家がほとんどを占めている。
- ・高齢化がすすみ、農作業に従事することが困難になりつつあり、認定農業者がいない山間部（特に那比地区全体）では再生不可能になった農地も多数存在する。
- ・用水路の老朽化がすすんで水利の確保が課題の地区もある。
- ・鳥獣害が酷く営農意欲の衰退が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・小規模農家の経営維持とともに、地域内外の認定農業者への集積・集約をすすめて効率的な農地利用を図っていく。
- ・地域農業は集落営農の活動で維持していく（東乙原）

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地面積	94.01	h a
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地面積	94.01	h a
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地面積【任意記載事項】)		h a

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域内の農地を農業上の利用する農用地等の区域としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構への集積を進め、効率的な農地利用を図る。農業を担うものは、中心となる法人のほか、入り作を希望する認定農業者や新規就農者の受け入れを促進することで対応する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地所有者の貸し付け意向と担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
土地改良施設の老朽化対策、大型農機が効率よく農作業できる規格の農地・農道の整備に取り組む。 ・ 相生中央用水路、門原用水路、大野原用水路、那比用水路の改修事業を予定 ・ 那比地内で農道の整備を予定
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していく。 那比地区の一部では営農組織設立の機運があり、積極的な支援で早期の実現を図る。(森・黒佐)候補を含む若い担い手が数名あり、その育成のための伴走支援を強化する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

☒	①鳥獣害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ① 鳥獣害が顕著な地区では恒久柵の設置、捕獲など地域ぐるみで鳥獣害対策を展開する。 ⑦ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用して農地の保全管理に努める。									